

令和3年度 公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条							非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
8	R3.12.17	R3.12.21	・都立町田工業高等学校（3）空調設備改修工事 ・都立西高等学校（3）空調設備改修工事 ・都立葛飾ろう学校（3）空調設備改修工事 ・都立杉並工業高等学校（3）空調設備改修工事 ・東京都教職員研修センター（3）空調設備改修工事 ・都立八王子桑志高等学校（3）空調設備改修工事 ・都立北豊島工業高等学校（3）空調設備改修工事 代価表・共通費算定書・見積比較表	208	1														教育庁都立学校教育部営繕課
9	R3.10.24	R3.12.23	・令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査票 ・令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査票 ・平成31年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査票	1		1									1			【調査回答項目】 ・当該調査は文部科学省が実施している調査で、同省の方針に則り学校毎の回答は公表しない事を前提としている情報であって、公にすることにより、同省からの信頼を不当に損なうことと認められるものであり、今後の事業運営上支障を及ぼすそれがあるため ・当該調査は文部科学省が実施している調査で、同省の方針に則り学校毎の回答は公表しない事を前提として各校の回答を得ていることから、当該情報が公になると学校からの信頼を不当に損なうことが認められ、今後調査を通じた実態の把握が困難になるなど、事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
10	R3.10.24	R3.12.23	・平成27年6月22日付27教指企第403号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」 ・平成27年6月22日付27教指企第404号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」 ・平成27年11月4日付27教指企第951号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」 ・平成28年1月18日付27教指企第1233号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」 ・平成28年7月22日付28教指企第563号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」 ・平成28年9月1日付28教指企第688号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」 ・平成29年6月21日付29教指企第550号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」 ・平成30年2月8日付29教指企第1508号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」 ・令和元年10月11日付31教指企第1215号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」 ・令和元年11月25日付31教指企第1453号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」 ・令和3年3月31日付2教指企第1764号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」 ・令和3年5月27日付3教指企第348号「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）」	1		1					1				1			【事実経過及び学校の対応等】 ・当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため ・当該情報が公になると、今後同種の案件が発生した場合に、関係者から率直な情報収集ができないなど、適正な学校運営に支障を及ぼすおそれがあるため 【上記以外の非開示箇所】 当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため	教育庁指導部管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
11	R3.10.28	R3.12.27	・情報教育研究校について、町田市教育委員会から送られたメール及びその添付文書 ・研究開発学校制度について、町田市教育委員会から送られたメール及びその添付文書 ・情報教育研究校について、町田市教育委員会に送ったメール及びその添付文書 ・研究開発学校制度について、町田市教育委員会に送ったメール及びその添付文書	1		1				1	1	1	1						【東京都教育委員会職員、町田市教育委員会職員、文部科学省職員のメールアドレス】 職員が業務で使用する電子メールアドレスは、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【添付ファイルのパスワード】 当該情報は、公にすることにより、セキュリティ保護に重大な影響を及ぼし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【教育研究開発企画評価会議協力者氏名及び所属先、運営指導委員会の委員氏名及び所属先、実施計画書の指導助言担当者氏名、生徒や委員の写真、事業者の担当者氏名、招聘講師氏名及び所属先】 当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため 【事業者の印影】 事業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため 【事業者の口座情報】 事業者の口座情報は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため 【事業者の電話番号】 当該電話番号については、公表されておらず、公にすることにより、事業と関連のない電話をされるなど、法人に事業活動が損なわれるため	教育庁指導部管理課
12	R3.10.28	R3.12.27	令和2年から本日まで●●立小学校のICT教育について ・東京都教育委員会から●●教育委員会への本件への調査記録、全ての関係者への面談記録など ・旅行命令簿					1										請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条							非開示理由等	所管局部課等				
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
13	R3. 10. 28	R3. 12. 27	・令和3年10月20日（水）●●教委との打合せ記録（概要） ・旅費請求内訳書（●●）（●●）	1	1					1					1			【都教委の助言事項、●●教委の発言及び都教委からの発言】 ・当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため ・●●立小学校で発生した重大事態に関する情報であって、当該情報を公にすることにより、●●教育委員会からの信頼を不当に損なうことと認められるものであり、今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため 【旅行の経路】 当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため 【旅行用務、旅行先及び旅行の経路】 当該情報は事業性質上、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部 管理課
14	R3. 10. 28	R3. 12. 27	・●●教育委員会との間のメール、報告資料、調査記録 ・旅費請求内訳書（●●）（●●）	1						1					1			【メールアドレス】 職員が業務で使用する電子メールアドレスは、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【上記メールアドレス以外の部分】 ・当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため ・●●立小学校で発生した重大事態に関する情報であって、当該情報を公にすることにより、●●教育委員会からの信頼を不当に損なうことと認められるものであり、今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため 【旅行の経路】 ・当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため ・当該情報は、外部に公表されないという前提のもと、提供を受けていることから、公にすることにより●●教育委員会からの信頼を不当に損なうことと認められるものであり、今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため 【旅行の経路】 通勤経路及び旅行の経路については、個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため 【旅行用務、旅行先及び旅行の経路】 当該情報は事業性質上、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	東京都多摩教育事務所

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
15	R3.10.28	R3.12.27	・情報教育研究校について、●●立小学校との間で送受信したメール及びその添付文書 ・旅費請求内訳書（●●）（●●）	1	1					1				1					【東京都教育委員会職員及び●●市教育委員会職員のメールアドレス】 職員が業務で使用する電子メールアドレスは、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【学校から提供のあった写真】 当該情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため 【添付ファイルのパスワード】 当該情報は、公にすることにより、セキュリティ保護に重大な影響を及ぼし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【リモート会議用のURL】 当該情報は、公にすることにより、今後同URLを使用したリモート会議実施に重大な影響を及ぼし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため 【学校から提供のあったキャプチャ画像】 当該情報は、外部に公表されないという前提のもと、提供を受けていることから、公にすることにより、学校からの信頼を不当に損なうことと認められるものであり、今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため 【旅行の経路】 通勤経路及び旅行の経路については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため	教育庁指導部管理課
16	R3.10.28	R3.12.27	令和2年から本日までの●●立小学校のICT教育について、3. 東京都教育委員会から●●立小学校の本件への調査記録、全ての関係者への面談記録など					1										請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課	
17	R3.10.28	R3.12.27	令和2年から本日まで●●立小学校のいじめ問題について、1. ●●立小学校から東京都教育委員会に送付、報告された全ての文書、メモ、調査記録、メール、図画など 2. 東京都教育委員会から●●立小学校に送付した全ての文書、メモ、調査記録、メール、図画など 3. 東京都教育委員会から●●立小学校の本件への調査記録、全ての関係者への面談記録など 4. 1から3の為の旅行命令簿					1										請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都多摩教育事務所管理課	
18	R3.10.28	R3.12.27	令和元年から本日まで●●立●●小学校の●●校長がICT教育等で取り組んでいたことについて 1. ●●区および●●区教育委員会から東京都教育委員会へ送付した全ての文書、メモ、メール、図画など 2. 東京都教育委員会から●●区および●●区教育委員会へ送付した全ての文書、メモ、メール、図画など 3. 1と2の起案					1										請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部管理課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	
19	R3.10.28	R3.12.27	令和2年から本日まで●●立小学校のいじめ問題とICT教育について 1. ●●区および●●区教育委員会から東京都教育委員会へ送付した全ての文書、メモ、メール、図画など 2. 東京都教育委員会から●●区および●●区教育委員会へ送付した全ての文書、メモ、メール、図画など					1										請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部 管理課
20	R3.10.28	R3.12.27	令和2年から本日まで●●立小学校のいじめ問題とICT教育について 1. ●●区および●●区教育委員会から東京都教育委員会への面談の記録などの全ての文書、メモ、メール、図画など 2. 東京都教育委員会から●●区および●●区教育委員会への面談や打ち合わせ、面談の記録などの全ての文書、メモ、メール、図画など					1										請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部 管理課